

<新庄東高等学校いじめ対策基本方針>

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

「いじめ」とは、「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの」である。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行なうことなく、いじめを受けた生徒の立場に立つて行うことが必要である。

「いじめ」は、どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こり得るものであることや、「いじめ」としての自覚がない加害者の意識もあることを念頭に置かなければならない。また、「いじめ」は、単に「いじめを受けている生徒」と「いじめている生徒」との関係だけでとらえるのではなく、周囲の生徒も、「いじめ」をやめさせようとしないうかぎり、結果として「いじめ」を助長していることになることを考慮しなくてはならない。さらに、「いじめられている生徒」と「いじめている生徒」との関係は、立場が逆転する場合もある。本校は以上のことを十分に認識し、日々いじめの未然防止、早期発見と適切な対応に取り組んでいくものとする。

2 いじめの未然防止のために

(1) 学級経営の充実

- 互いの人格を尊重し、正しい言葉遣いや行動ができる規律と活気ある学級経営に努める。
- 自らの学級経営の在り方を定期的に検討する機会を設ける。
- 日ごろから、いじめは絶対許さないという姿勢を示す。

(2) ホームルーム・学年集会・生徒会活動を活用した指導

- ホームルームや学年集会等を通じた全体指導の中でも、いじめは絶対許されない行為であるという認識を徹底させる。
- 生徒会活動の一環として、いじめ防止のスローガンを作成するなど、生徒の立場からもいじめを許さない学校づくりに努める。

(3) 教職員の研修

- いじめに関する様々な情報を教職員に対して発信するとともに研修会等への積極的な参加を促し指導力の向上に努める。

3 いじめの早期発見について

(1) 家庭との連携

- 担任は必要に応じて保護者と連絡をとり、生徒の様子や変化について把握する。

(2) 面談の実施

- 担任は日頃より二者面談を実施するなど、生徒とのコミュニケーションを積極的に図り、生徒理解の深化に努める。
- 担任は必要に応じて生徒・保護者との面談を実施し、緊密な情報交換により、いじめの早期発見に努める。

(3) 組織としての連携

- 教職員は、いじめを認識しながら放置することのないよう適切な対応に努める。

○生活面等で言動や行動が気になる生徒については、その時点で気付いた教職員が、関係教職員に報告し、緊密な情報交換を行い、いじめの早期発見に努める。

(4) アンケートの実施

生徒・保護者に対して定期的にアンケートを実施し、早期発見対応に努める。

(5) インターネット上のいじめに対して

いじめ未然防止のための指導の一環として、普段からの情報モラルに関する指導や、外部講師による生活指導講話『SNSのトラブルについて』を行なうとともに、ネット被害防止スクールガード事業の専門の業者にネットパトロールを委託し、連携しながら不適切な書き込みや画像の投稿等の抑止と早期発見に努める。

4 いじめへの対応について

(1) 対応と情報把握

○学校は直ちに、被害生徒や知らせてきた生徒の安全の確保に努める。情報の把握に関しては、当事者だけではなく周囲の生徒からも情報を収集し、正確な把握に努める。

○初期対応が大切である。いじめ防止対策委員会(※)は、担任や学年主任、生活指導部、生徒生活支援委員会、部活動顧問などと連携を図り、生徒の意思に配慮しながら組織として対応する。

※いじめ防止対策委員会の構成 校長、教頭の指導の下に、生活指導主任・養護教諭・各学年主任により構成される。

○被害生徒の長期的な支援体制をとる。

○加害生徒や周囲の生徒などに対する適切な指導・支援にあたる。

○被害生徒・加害生徒双方の保護者に対して連絡・報告を行う。

○教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について一貫した理解を深めておく。

○生徒指導での生徒との面談にあたっては一人では対応せず、チームであたる。

(2) 重大事態への対応

○学校は直ちに、被害生徒や知らせてきた生徒の安全の確保に努める。

○重大事態に関わる事実関係や情報を正確に把握するための調査を実施し、組織として適切な対応に努め、被害生徒の長期的な支援体制をとる。

○加害生徒や周囲の生徒などに対する適切な指導・支援にあたる。

○被害生徒・加害生徒双方の保護者に対して連絡・報告を行う。

○高等教育政策・学事文書課への報告を行う。

○第三者委員会等、外部機関による再調査に協力する。

○警察との連携を徹底する。いじめが犯罪行為として生命や心身に重大な危険を生じる恐れがあることを認識し直ちに警察に相談・通報をおこない援助求める。学校のみで対応するか判断に迷う場合でも警察に相談すること。SNS や児童ポルノ関連のいじめは直ちに相談・通報を行い被害の拡大を防ぐ。(R5. 2月追加)

5 いじめ対応事例

<通常への対応のポイント>

○いじめは絶対許さないという姿勢を、日ごろから生徒に示す。

- 生徒会活動や学級活動を通じて、いじめを許さない学校・学級づくりを行う。
- 担任は必要に応じて生徒との面談を実施し、緊密な情報交換により、いじめを早期に発見する。
- 担任は必要に応じて保護者に連絡をとり、生徒の様子・変化について把握する。
- 学年会等で気になる生徒について報告し、対応について協議するとともに、共通理解を図る。
- 担任は生活面等で行動が気になる生徒については、学年主任、部活動顧問、生徒指導課、管理職に報告し対応を協議する。

<対応の手順>

- 必要に応じて生徒指導課にて、担任等より該当生徒の状況を確認するとともに事実確認を指示する。
- 担任等は電話があった保護者に状況を詳しく聞く。また、聞き取った状況を生徒本人に確認する。特に加害者に関しては具体的に状況まで詳細に聞き取る。(加害者への聞き取りを実施する際に漏れないようにする。)
- クラス(学年)でのいじめアンケートを実施する。
- 加害生徒が特定できた場合は、聞き取り調査を実施する。
- 管理職、学年主任、担任は、養護教諭の協力を得ながら、被害生徒を守り、立ち直りを図る。また、学校全体でいじめをなくすという方向性で具体的対応策及び再発防止策を協議し決定する。
- 被害生徒に定期的に状況の調査をする。(長期的なサポート体制が必要)
- 学校全体でいじめがないように対策を強化するとともに定期的に学校生活アンケートを実施し再発防止に努める。

6 学校生活アンケート

学校生活アンケート

年 組 番 名前

設問 1

からかわれたり、悪口や嫌なことを言われる。当てはまるもの全てを選んでください。

選択肢

- 自分がされている
- 周囲にされている人がいる
- 自分も周囲の人もされていない

設問 2

友人や周りから仲間はずれにされたり、無視されたりする。当てはまるもの全てを選んでください。

選択肢

- 自分がされている
- 周囲にされている人がいる
- 自分も周囲の人もされていない

設問 3

遊び半分でぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする。当てはまるもの全てを選んでください。

選択肢

- 自分がされている
- 周囲にされている人がいる
- 自分も周囲の人もされていない

設問 4

ひどく暴力をふるわれる。当てはまるもの全てを選んでください。

選択肢

- 自分がされている
- 周囲にされている人がいる
- 自分も周囲の人もされていない

設問 5

持ち物を取られたり、お金を要求されたり、おごるよういわれたりする。当てはまるもの全てを選んでください。

選択肢

- 自分がされている
- 周囲にされている人がいる
- 自分も周囲の人もされていない

設問 6

お金や持ち物をかくされたり、こわされたり、捨てられたりする。当てはまるもの全てを選んでください。

選択肢

- 自分がされている
- 周囲にされている人がいる
- 自分も周囲の人もされていない

設問 7

自分が嫌なことや恥ずかしいことをさせられたりする。当てはまるもの全てを選んでください。

選択肢

- 自分がされている
- 周囲にされている人がいる
- 自分も周囲の人もされていない

設問 8

携帯電話、スマートフォンなどで悪口を書かれたり、仲間はずれにされたり、嫌なことをされ

たりする。当てはまるもの全てを選んでください。

選択肢

- 自分がされてる
- 周囲にされている人がいる
- 自分も周囲の人もされていない

設問9

設問1～8以外のことで、いじめられていると感じることがある場合は記入して下さい。

7 保護者アンケート

いじめに関する保護者アンケート

説明文

<いじめの例> ①冷やかされる ②仲間はずれにされる・無視される ③叩かれる・蹴られる
④金品をたかられる ⑤持ち物を隠される・壊される ⑥嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたり、無理にさせられたりする ⑦パソコンや携帯電話等を使って、悪口や嫌なことされる ⑧その他 なお、自分ではふざけたつもり、遊び半分のつもりでも、上に書いてあるようなことをして、相手に嫌な思いをさせたり、悩ませたりすることは「いじめ」であるということをお子さんと話をして頂ければと思います。

設問1 あなたのお子さんは、上記の例に示されているような行為を受けている(受けていた)。

- あてはまる
- あてはまらない
- わからない

設問2 ◎設問1で「あてはまる」と回答した方にお伺いします。具体的な内容が分かる場合は、記入してください。

設問3 お子さんの様子を見たり、お子さんとお話をして、いじめ等の悩みや気になること、学校への要望等がありましたら記入してください。

8 アンケートに対する対応

学校生活アンケート、保護者いじめアンケートの対応について

①担任の先生はアンケート入力期間を設けているが、回答状況を見て緊急性(暴力、金銭トラブル等)が必要な生徒から締め切りを待たずに面談を行う。生徒を呼び出すタイミングや面談場所にも配慮する。

②面談内容を保護者、学年と共有する。※特に対応しなくても大丈夫な内容だったとしても保護者に連絡をし、共有する。

③保護者アンケートも同様に対応する。生徒との面談ではいじめがないという回答であっても、保護者からはいじめや嫌がらせをうけているという場合がある。長文での情報提供や、心配事がある保護者には必ず連絡をする。

④アンケートの聞き取り内容、状況については学年主任がまとめ、適応委員会に提出できるようにする。

いじめアンケートに関しては対応のスピードが重要です。「アンケートに答えたのにすぐに対応してくれなかった」とならないようにすること。学年主任はアンケート結果を見ながら常に担任が家庭と連絡を取っているか確認すること。